

独立行政法人評価委員会第28回農業分科会

農林水産省経営局総務課

独立行政法人評価委員会第28回農業分科会

期日：平成20年 8月22日（金）

場所：農林水産省共用第10号会議室

時間：14:00～16:35

議 事 次 第

1．開 会

2．議 事

第1部 （農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター）

（1）平成19年度業務実績に関する評価について

（2）平成19年度財務諸表について

（休 憩）

第2部 （水資源機構、農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金）

（1）独立行政法人水資源機構の平成19年度及び第1期中期目標に係る
業務実績に関する意見の報告について

（2）平成19年度及び第1期中期目標期間に係る業務実績に関する評価
について

（3）その他

3．閉 会

(第1部)

松本分科会長 定刻となりましたので、只今から農林水産省独立行政法人評価委員会第28回農業分科会を開催いたします。

本日の議長を務めさせていただきます松本でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

委員及び専門委員の皆様方におかれましては、お忙しいところご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本日の会合でございますが、委員10名のうち、只今のところ8名のご出席をいただいております。

なお、戸澤専門委員におかれましては、約15分遅れるとのお知らせをいただいております。

従いまして、農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条第3項において準用いたします同条第1項の過半数の出席要件を満たしておりますことから、成立しておりますことをまずご報告申し上げます。

それでは、事務局から議事の進め方の説明と配付資料の確認をお願いいたします。

経営局総務課長 事務局を担当しております経営局総務課長の石井でございます。このたびの人事異動で前任の宮原課長に替わりまして8月4日付けで就任いたしました。どうかよろしくをお願いいたします。

それでは、早速ですが、本日の議事の進め方についてご説明させていただきます。まず、本日の議事は、お手元の議事次第にありますように、2部構成とさせていただきます。まず、第1部でございますが、農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センターの3法人の議題をご審議いただきます。その後休憩を挟みまして、第2部ということで、水資源機構、農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金の4法人の議題をご審議いただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

次に、お手元にお配りしております資料のご確認をお願いいたします。大変厚くなりまして恐縮でございますが、資料につきましては、事前に送付させていただいております。本日、委員の皆様方には重いところ恐縮でございますがご持参願ったところございまして、事前に送付しておりませんでした資料のみ卓上に配付させていただいております。それと、差し替え等資料一覧を配付しておりますのでご覧いただきたいと思います。差し替え資料の表紙には「正」という形でスタンプを押してございますので、ご確認いただきまして、不足等がございましたらいつでも申し出いただければと思います。

資料はよろしいでしょうか。

松本分科会長 それでは、本日の1つ目の議題に入りたいと思います。1つ目の議題は、「平成19年度業務実績に関する評価について」でございます。最初に、各法人のプロジェクトチームからそれぞれご説明をいただきまして、その後、まとめて質疑を受けることにいたします。

まず、農林水産消費安全技術センタープロジェクトチームの夏目委員からご説明をお願いいたします。

夏目委員 農林水産消費安全技術センタープロジェクトチームを担当しております夏目でございます。私からプロジェクトチームにおける検討結果につきまして、ご報告させていただきます。

農林水産消費安全技術センタープロジェクトチームは、本年7月28日に担当委員6名が全員出席のもと開催され、平成19年度の業務実績評価について検討を行ったところです。

評価を実施するに当たり、法人に対して詳細なヒアリングを実施するとともに、法人からは自己評価シート、財務分析資料、随意契約関係資料等の補足資料が提出され、適切な評価を実施することができたものと考えております。

なお、平成19年度の業務実績評価につきましては、今年5月に評価書の様式変更がございましたが、当プロジェクトチームでは従前使用しておりました6段表を補足資料として添付することとして、新たに作成されました様式につきましては6段表の記述を抜粋する形で概要版として整理させていただいております。

それでは、お手元の資料2-1をご覧ください。

まず、1ページでございます。平成19事業年度の評価結果の概要についてをご覧ください。まず、総合評価についてですが、当プロジェクトチームといたしましては、平成19年度の総合評価はAと評価させていただきました。当該評価に至った理由についてですが、評価を行うに当たっては、評価基準、評価指標と併せて7月14日に政・独委から出されました平成19年度業務実績評価の取り組みについてを踏まえ、業務実績評価に関する当面の取り組み方針、独立行政法人整理合理化計画及び平成18年度評価に対する二次意見を踏まえて行っております。

中項目の評価を行うに当たり、評価指標に基づき小項目の評価を行いました。当法人は、平成19年4月に3法人が統合して発足したところであり、業務も多様なことから、小項目の評価指標が188指標となっておりますが、そのうちs評価とb評価が1項目ずつあり、多くの指標はaと評価しております。

この小項目の評価を踏まえまして、中項目の評価でも1つの項目をS評価といたしましたが、

大項目及び総合評価につきましては、業務実績及び達成度合い等を総合的に判断した結果、中期計画又は年度計画は的確に実施されているものの、S評価とすべき事項は無かったことから、全ての大項目及び総合評価についてはAと評価したところであります。

業務運営に対する主な意見といたしましては、まず1ページの2の1.業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置についてですが、近年、食品の偽装表示問題等が相次ぎ、食に対する信頼が薄れている中、統合前の法人が有していた知見やノウハウを活用する観点から、各部門の専門家からなるプロジェクトチームを設置するとともに、緊急時や繁忙時において機動的に対応する観点から、柔軟な職員の配置を行うためのスタッフ制の拡充などに取り組み等の組織体制の強化が行われています。

また、専門技術的知見を必要としない業務へのアウトソーシングの導入を拡充するとともに、業務の効率化に伴い、人員を平成18年1月1日から34名削減することにより、人件費を平成17年度決算額に比べ4.8%削減するなど、効率的な業務運営により経費削減も適切に行われていると判断されます。

さらに、各業務運営におきましては、国の政策や社会情勢の変化に的確に対応し、検査対象の重点化や検査機関の効率化等が適切に図られております。

次に、1ページの2の2、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置についてです。食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取り組みにつきましては、昨年発生いたしました牛挽肉加工製品における偽装表示事件により、牛挽肉加工製品やその表示に対する国民の信頼が損なわれる中、早急に信頼を回復するため食品検査部門と飼料検査部門によるプロジェクトチームを設置し、飼料検査部門が有する飼料の検査技術を食品に応用するなど、技術、ノウハウの結集という統合メリットを最大限活用し、迅速に緊急調査等を実施したことは高く評価されるものと考えており、当該事項につきましては小項目及び中項目でS評価としております。

また、情報提供業務の一元化及び提供内容の充実及び窓口業務の全国における実施につきましては、2ページになります。情報提供部門や相談窓口等に各検査部門の専門的知見を有する職員を配置し、消費者等からの相談に適切に対応するとともに、ホームページや講習会の開催等により積極的な情報提供のための取り組みが行われておりましたが、より分かりやすい形で情報提供が行われることが今後も期待されるところであります。

このほか、当法人では様々な業務をしておりますが、各業務面では中期計画及び年度計画に基づき、立入検査、収去品の分析等を実施しているところですが、肥料の収去品の試験結果の

報告について実施した1,022件のうち、人的ミスにより標準処理期間である20日を超えて報告された事例が1件あったことから、今後は複数人での確認を行うなど、改善が必要であると考えております。

なお、当該事項につきましては、小項目としてb評価といたしました。

次に、2ページの2の3、予算、収支計画及び資金計画についてですが、当該項目では、昨年に引き続き、契約の適正化の取り組みについて確認をいたしました。とりわけ、随意契約の見直しにつきましては、昨年策定いたしました随意契約見直し計画を踏まえ、原則として競争性のある契約を実施することとし、平成18年度は35件であった競争性のある契約件数を82件に増加しております。また、契約事務の適正化を図る観点から、入札、契約にかかわる内部決裁文書につきましては、監事によるチェックを受けるよう関係規程が見直されているなど、適正に取り組まれておりますが、引き続き、随意契約見直し計画に基づき、適正化が図られることが期待されるところであります。

最後に、3ページの5、独立行政法人整理合理化計画への対応についてですが、昨年末に閣議決定されました整理合理化計画におきまして、農林水産消費安全技術センターについて構ずべき措置とされている事項のうち、独立行政法人国民生活センターとの連携につきましては、両者間で連携に関する文書を取り交わすなど、具体的な連携に向けた取り組みが進められております。

また、神戸センターの新庁舎建設に伴います、大阪事務所及び岡山事務所の神戸センターへの統合や、旧庁舎等の売却につきましては、現在も継続して実施されている状況にありますので、引き続き、進捗状況の把握に努め、適切に取り組まれることが期待されるところでございます。

以上でございます。

松本分科会長 それでは、続きまして、種苗管理センタープロジェクトチームの井上委員からご説明をお願いいたします。

井上委員 委員の井上でございます。種苗管理センターの平成19年事業年度の評価結果の概要について、私からご説明させていただきます。

資料の2-2をお手元に開いてください。まず、2ページと3ページにわたって書いておりますことを説明させていただきます。

平成19年度の評価につきましては、種苗管理センターチームの長村専門委員、鱈場専門委員と私、井上が担当し、予め定められた評価の基準に従い、種苗管理センターが提出した自己評

価シート、補足参考資料に基づく業務実績の内容につきまして、7月2日にセンターからの聴取及び8月5日、6日に北海道十勝農場での現地調査など、2回のプロジェクトチームの検討会を開催し、評価を行いました。

評価の決定に当たりましては、中期計画の最小項目を単位とした5段階評価を行い、その評価結果を積み上げて、中項目更には大項目を評価した結果、平成19年度事業につきましては、小項目119項目中S評価2項目、A評価96項目、B評価14項目、C評価2項目、評価対象外5項目となり、これを積み上げますと、中項目20項目につきましては全てA評価、大項目7項目はA評価5項目、評価対象外2項目となりました。

一つ書き加えていただきたい所があるんですけども、3ページの下の方の表で総括表の第7のその他農林水産省令で定める業務運営に関する事項の大項目の2つのAの中項目の上に、大項目としてAを、お手数ですけども、記入していただくよう訂正いたしたいと思います。お願いいたします。

では、もう一度2ページに戻りまして、説明をさせていただきます。

このような結果を総合的に見まして、平成19年度事業は設定された数値目標をクリアし、中期計画の達成に向けて順調に実施されているものと判断します。

それでは、業務運営に対する主な意見について、中期計画の大項目の順にご説明いたします。

最初に、第1、業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置につきまして、全体として計画どおり順調に運営実施されており、理事長のトップマネジメントのもと、農場の再編統合、管理業務の本省への一元化、組織改編など業務運営の効率化に努めています。

具体的には、知覧農場の西日本農場への再編統合により、西日本農場の拠点化を確実に進めていること。また、ばれいしょ原原種生産におきまして、培養系母本をもとにした急速増殖技術への移行を進め、北海道中央農場、孺恋農場への移行を完了するなど、迅速化、効率化を果たしていること。

更に、ばれいしょ原原種生産の民間等への部分的な移行について、平成20年度から一部品種の元だね生産部門を民間に移行する方針を決定したことなどが評価され、A評価となりました。

その一方、さとうきびにつきましては、増産プロジェクト基本方針に即し、側枝苗による増産体制の整備を進めているものの、県の需要量も急減していることから、さとうきび原原種の単位当たりの生産コストが14%上昇しており、今後の需要動向を踏まえ改善策を講じる必要があると判断します。

また、随意契約の見直しにつきまして、計画を策定・実施しているほか、保有財産につつま

しても、全農場に対し必要性を調査し、資産の除去、減損処理を実施するなど、見直し状況について適切であると判断します。

さらに、コンプライアンス委員会につきましては、平成20年4月に設置したことにより、職員の意識高揚につながる取り組みを期待いたします。

なお、人件費につきましては、特に問題はありません。

続きまして、第2、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置につきましては、全体として計画どおり順調に実施されています。その中で、栽培試験結果の報告期間につきましては、前年度に比べて1カ月短縮されたことは評価できますが、まだ目標達成には至っておりません。これは、多くの品種を担当する農場に対して、センター全体での事務支援体制をとることにより解消されると判断いたします。

また、栽培試験対象作物の種類拡大につきましては、10種類拡大し、目標の2種類程度を大幅に上回ったということは、栽培試験体制の強化につながっており、S評価と判断します。

さらに、新規植物の審査基準案の平均作成期間について7カ月に短縮し、目標である1.5年以内を大幅に上回る達成状況となるとともに、前年度よりもさらに短縮されており、品種登録期間の短縮につながる効果としてS評価と判断いたしました。

なお、栽培試験実施担当者の業務運営能力を向上させるための研修を評価いたしますが、今後、認定試験制度を確立することにより、さらに研修効果が高められると期待いたします。

また、品種保護Gメンにつきましては、引き続き増員等により育成者権の保護をより強化していることは特筆すべき成果と判断いたします。

生産技術としての小粒種いもの安定的生産方法につきましては、今後の普及に向けてその需要や技術的課題の整理検討を進めていただきたいと思います。

続きまして、第3の予算、収支計画及び資金計画について、ご説明します。運営費交付金は効率的に使われており、経費節減の取り組みとして一般競争を原則とする契約の実施、一括又はブロック契約による効率的な執行に努めています。また、競争入札及び随意契約等の執行状況につきましては、監事による定期検査において、執行状況についてのチェックを受けるとともに、ホームページで公表するなど透明性を確保しています。

第4、短期借入金の限度額については、実績は無かったため、評価を行っておりません。

第5、重要な財産の処分等に関する計画につきましては、知覧農場の西日本農場への再編統合に当たっての資産の売却及び移管が適切に進められています。

第6、剰余金の使途につきましては、実績はなかったため、評価を行っておりません。

第7、その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項につきましては、施設整備、職員の人事ともに、計画により適切に実施されています。

その他センター業務に関する指摘事項につきましては、整理合理化計画による3法人の統合について、理事クラスの統合準備委員会、事務ベースの打ち合わせ会議等、検討整理が進められています。また、栽培試験の外部委託につきましては、受託基準を明確にしながら公募により実施されています。

なお、業務に対する国民の意見募集につきましては、ホームページに報告書を掲載いたしましたが、意見は寄せられておりませんでした。

以上、平成19事業年度の業務は順調に行われ、A評価と判断されることをご報告し、私からの説明を終わらせていただきます。

松本分科会長 それでは、続きまして、家畜改良センタープロジェクトチームの加茂前専門委員からご説明をお願いいたします。

加茂前専門委員 それでは、報告させていただきます。

家畜改良センタープロジェクトチームの検討結果についてでございますが、まず家畜改良センターPTにおきましては、事前の評価作業として、各委員が個別に、センターから提出された資料の予備的評価を行い、評価等に必要な疑問点の洗い出しを行いました。この疑問点等につきまして、7月29日に法人から詳細な事業報告の説明を受け、協議を行い、各項目について、評価基準に定める指標に照らして評価案を決定し、最後に業務の実績に関する評価結果を作成いたしました。

お手元の資料2-3、独立行政法人家畜改良センターの平成19年度に係る業務の実績に関する評価結果の2ページの業務実績の総合評価をご覧ください。まず、総合評価の結果でございますが、中期計画の達成に向け、年度計画に即して順調に業務が実施されていると認められることから、評価結果はA評価といたしました。

次に、評価に至った理由でございますが、最下位の項目につきましては、中期計画及び年度計画に即して設定した評価基準に照らし、S評価1項目、A評価108項目となり、大項目については、全てがA評価となりました。特に、乳用牛の候補種雄牛の生産供給につきましては、平成13年度から取り組んでいる畜産新技術を活用した新しい候補種雄牛生産システムにより、国内の遺伝的能力評価における総合指数第1位の後代検定済種雄牛を作出し、また、インターブルの国際評価においても、一定以上の信頼度が確保されている世界中の種雄牛約4万4,000頭の中で、乳脂量の遺伝的能力評価第11位にランク付けされるなど、畜産新技術を活用しつつ、効

果的に期待育種価の高い候補種雄牛を生産・供給した結果があらわれており、優れた成果が得られたものとして高く評価できることから、S評価に値すると判断いたしました。

以上の特筆すべき事項に加え、業務の重点化や財務分析、経費縮減の取り組み、組織体制の見直しなどの取り組み等の業務運営の効率化、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上における着実な公共サービスの実施、自己収入増加への取り組みや資金の重点的な活用などの財務関連の取り組み、独立行政法人整理合理化計画、以下「整理合理化計画」といいますが、を踏まえた措置等を総合的に評価した結果、家畜改良センターPTでの総合評価は、A評価が適当であるといいたしました。

次に、業務運営に対する主な意見等について、各大項目ごとにまとめました。業務運営の効率化に関する事項といたしまして、実験用ウサギ、山羊については、年度計画どおり、民間を中心とした種畜の生産供給体制への移行などを行うなど、業務の重点化に積極的に取り組んでおります。

組織体制の合理化等についても、センター、本省への事務の集中化に対応した組織の見直し等に積極的に取り組むとともに、コンプライアンス委員会の設置に向けた準備や、不正防止などの提言を図るための内部監査を行っており、順調に実施しているものと評価できます。

財務分析については、収入増加や経費節減に資するための要因等分析を行っておりますが、生産コストの試算については、現在行っている種苗、鶏以外の生産コストについても、是非、検討を進めていただきたいと考えております。

また、整理合理化計画に基づき、随意契約の見直し計画を策定し、国に準拠した随意契約限度額への引き下げを行っており、更なる経費の縮減のため、一般競争入札の積極的な活用による調達コストの縮減に努めていただきたいと考えております。

19年度予算の執行につきましては、監事による定期監査、会計監査人による本省及び各牧場における期中監査、棚卸し監査及び決算監査において、入札契約の執行状況に関する資料を提示し、これらを含めた予算の執行状況についてチェックを受け、適正であったとの報告を受けしており、入札契約の執行が適正に行われているものとして評価できます。

官民競争入札の活用につきましては、平成21年度より予定される中央畜産研修施設の管理運営業務の民間競争入札の導入に向けた準備を行っており、計画どおり順調に実施しているところでございます。

国民に対して提供するサービスとして、乳用牛及び肉用牛の育種改良について、引き続き、後代検定事業や遺伝的能力評価を円滑に推進するとともに、優良種雄牛、種雌牛等を計画以上

に供給していることは評価できると判断しました。

豚の育種改良について、新たなデュロック種の系統造成に係る改良目標を設定するとともに、優良種等も計画以上に供給しており、評価できます。

鶏の育種改良について、消費者等のニーズに対応した産卵能力及び産肉能力の改良を行うとともに、優良種鶏を計画以上に供給していることは評価できます。

また、飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び供給につきましては、飼料の高騰に対応するため、釧根地域で栽培可能な青刈りとうもろこしを、更に寒い地域での実証展示ほ場を確保し、データの収集に努めていただきたいという意見がありました。

それから、飼料価格が高騰する中で、畜産新技術に関する技術研修会等において、飼料自給率向上を図るための各種研修会等を積極的に開催したことは評価できますので、引き続き、政策課題に対応し、技術研修会等を積極的に開催していただきたいという意見がありました。

予算、収支計画について、引き続き自己収入の増額、効率的な運営による経費の節減に取り組む姿勢が伺えました。

また、契約については随意契約の基準の見直しを行い、適切な契約に努め、経費の縮減に努めており、評価できます。

その他主務省令で定める業務運営に関する事項につきましては、保有する資産については、監事による各牧場の定期監査の際、固定資産一覧表等に基づき適切に監査を実施し、固定資産の削減に係る独立行政法人会計基準に基づき、減損の条項判定等を適切に実施しており、また、牧草採草地、放牧地、飼料作物種苗の増殖用地、家畜の飼養施設等として有効に活用していることから、引き続き有効活用を図られたいと考えております。

人件費については、17年度比3.4%削減するとともに、役職員の給与水準について、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを行い、監事監査で報告を行ったほか、給与支給に当たっての基本方針、支給状況、給与水準の比較指標の公表を行うなど、計画どおり実施していると評価しました。

以上で、家畜改良センターPTの報告を終わります。

松本分科会長 それでは、ご説明をいただきました3つの法人の平成19年度業務実績に関する評価につきまして、これから質疑応答の時間に入りたいと思います。どなたでも結構でございます。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

長村専門委員 直接関係ないんですが、今の家畜改良センターの中にありました飼料作物の中で、ちょっと気になっているのは、最近、テレビで飼料用稲のことをすごく農水省自身、言

っておられたように思うんだけど、どちらからでもいいんですが、センター長でもいいし、評価委員の方でもいいんだけど、飼料用稲の位置付け、どんなものなのか。価格高騰のことを言っておられるけれども、教えて欲しいんです。

松本分科会長 それでは、2つのセンターからお伺いした方がいいかと思います。

家畜改良センター理事長 家畜改良センターから、まずお答えします。

飼料用稲、今、飼料用稲の牛への供給と言うんですか、ホールクロップサイレージと言うんですが、その需要がかなり伸びています。それと、もう一つは飼料のお米、粒の方です。その要望も、鶏、鳥と豚に対しての要望は伸びています。我々、家畜改良センターは、種苗の増殖、生産増殖を任務としていまして、飼料用稲は、我々、長野牧場それから熊本牧場で増殖を増進しているということでございます。

松本分科会長 それでは、種苗管理センターではいかがでしょうか。

種苗管理センター理事長 種苗管理センターの理事長でございます。種苗管理センターは、飼料用の種子は対象としておりません。

松本分科会長 そういうことでございます。長村委員、よろしゅうございますか。

長村専門委員 価格的にどうなんですか。

家畜改良センター理事長 我々は、増殖をしてそれを種子協会というところに、そこが販売することになっているんですけども、価格そのものは上がったたり下がったりはしていないというふうに私は理解していますけれども。

松本分科会長 そのほか、どうぞお願いします。

夏目委員 種苗管理センターにお伺いしたいのですが、小項目の中で、唯一C評価を2項目お付けになっていらっしゃるんですけど、1つは、先ほどご説明がありましたように、さとうきび増産プロジェクトで生産コストが上昇したためにCとしたと、こういうご説明であったかと思いますが、もう一点、小粒種いもの安定的生産方法、これがC評価だったと思うのですが、ここについて、なぜC評価になったのかというご説明が解かりにくいので、お願いいたします。

松本分科会長 それでは、もう少し、詳しくご説明をお願いしたいと思います。

鱈場専門委員 種苗管理センターのPTの鱈場と申します。この小粒種いもの安定的な生産の確立という課題ですけれども、簡単に言うと、進んでいないため、C評価ということですが。内容的には、実需側のニーズの把握というところで、実際にどの程度のニーズがあるのかというのが一つ、それから、最近の試験研究等で小粒化するための技術についても品種間差や限界

があることが解かってきている中で、安定生産と掲げている部分について、きちんと技術的に精査すべきだということも含めて、C評価とさせていただいているところです。

松本分科会長 そういうためのC評価ということですが、夏目委員、いかがですか。

夏目委員 ただいまのご説明で大変よくわかりましたけれども、この評価指標からはそういう表現がなかなか読み取れないので、なぜC評価としたのかというその理由と、それから、これから改善するために、B評価、A評価にするための方向性について、記載された方がよろしいのではないかなというふうに思いましたので、発言させていただきました。

松本分科会長 そういう夏目委員からのご注文でございますが、それについては、種苗管理センターはいかがでしょうか。そういう表現に.....。

種苗管理センター理事長 種苗管理センターとしては、評価をいただく方ではありますが、理由を現在、検討が不十分であり、方向につきましては、ここの委員会のご指摘の中に書いてあると思うんですけども、需要や技術的課題について整理し、検討しろというのが今後の方向で、これをやることによって、BないしはAになる、このように考えております。そのように頑張っていきたいと思っております。

土居専門委員 私は、8ページのところのC評価とあったさとうきびのこと、主婦の立場からいくと、輸入にかなり頼っているわけですが、C評価というのは、不十分又は問題ありということですが、どういうふうになればいいのか、難しいのか。ここのCというのが、なかなか難しい技術ですか。労働時間、コストの低減とか、そういうのは.....、そこをお聞きしたい。

種苗管理センター理事長 C評価になっておりますのは、この資料の49ページに表の1 - 3 - 2というのを付けておりますが、ここにさとうきびのコストを付けております。さとうきびの全体の生産経費自体は、対前年比98という形で削減できたんですが、県の都合もありまして、需要が急減しておりまして、その関係で1本当たり、これは1,000本当たりでございますが、1,000本当たりのコスト、単位コストにしますと1.14ということで、14%アップしております。目標自体が、コストの低減というのが目標なものですから、どうしてもここのところはC評価とならざるを得ないというように、種苗管理センターとしては思っております。私共としては、この需要が一時的なものなのか、あるいは、今後もこういう低い数字なのかということを見極めまして、生産体制を対応する必要がある、そういうご指摘を受けたと、このように思っております。

土居専門委員 色々な面でそうですが、何とか自給率を上げるとか、みんなが国産品を愛用するという方向にもっていかないと、生産者はだんだん減っていってしまうだろうという心配

があるので、安全性と価格の面という、いろいろ難しいとは思いますが、ぜひ努力をしていただきたいと思います。

井上委員 これに関しましては、私共がC評価を付けたのは、14%コストが上昇しているでCと評価せざるを得ませんでした。けれども、県の需要量を尋ねる時に、ある程度正確な数値を知る必要がありますが実際の需要と生産のずれがあるというところがございます。このため種苗管理センターの努力だけではできないところもあり、本当はBぐらいにしたかったんですけども、Cを付けざるを得なかったというところで、県と種苗管理センターの数字の突き合わせというのですか、これから、もう少しやらなければいけないかなと思います。

長村専門委員 今、ご質問の中で、ここでの、センターの中の評価と、それから、一般的なさとうきびの生産のことをおっしゃったと思うんですが、これはこの評価とは直接関係ないんですが、さとうきびの生産自身、日本の場合コスト高で、完璧に国際競争力ないんです。だから、政府が補てんすることによって維持されている産地なんです。少々のコストダウンでは、だめだ。だから、税金投与でもしない限り救えないというのが現状です。ご意思はすごくわかるんですが、大変しんどいものがあります。

土居専門委員 生産者は、維持されているんですか。

長村専門委員 維持されているんだけど、補てんによって維持されている訳です。

土居専門委員 沖縄の生産される方たちは、減っていく傾向なんですか。

長村専門委員 維持はされているんだけど、簡単に言うと、例えば5万円ぐらいの売り上げを上げるのに3万円ぐらいの補助をされていて、政府が8万円ぐらいに引き上げている訳です。だから、国際競争力は、裸にすると無理です。そういう現状があります。ですから、少々のコストダウンでは太刀打ちできない。悲しいですけども、そういうのが現状です。

松本分科会長 現状を紹介していただいた訳ですけども、何とかならないかということですね。そのほかどうぞ、ございませんか。

福田専門委員 家畜改良センターに関連しまして、説明の中では無かったと思いますが、資料の21ページのところに家畜固体識別事業の話が出ておりまして、この中の記述で、この家畜固体識別の制度というのは、トレーサビリティにつながる非常に重要なシステムなんですけれども、今回、不適切な届出データの抽出機能の構築によるデータ精度の向上を行ったというふうなことが書かれていまして、常に恐らく100%の正確なデータ捕捉というのは難しいんだと思うんですが、こういった取り組み、これはどういうふうな取り組みをされたのかよく解からないんですが、取り組みによって、正確なデータの捕捉率というのは、どの程度になっているの

かというのがいつも気になっているのですけれども、いかがでしょうか。

家畜改良センター理事長 家畜の固体識別、牛の生まれてから死ぬまでの移動経歴、そのデータ管理をさせていただいているのですけれども、不適切というのは、紙で書いてファクスで送ってきた時の誤りと言うんですか、読み難さとか、そういうことを訂正するというので、できるだけパソコンでやるというようなシステムに、どんどん今、切りかえてもらっている。その正確な捕捉率というのですか、誤謬率、殆どないというふうに考えてもらって結構です。だから、我々は今、全部合わせて1,200万頭の牛の履歴を取っています。それから、1日10万件の問い合わせがあります。それに対して、答えも全て正確だというふうに考えてもらって結構です。

松本分科会長 そのほか、お願いします。

それでは、幾つかのご質問がございましたけれども、それぞれの質問に対して、各センターからご回答をいただき、私の理解では、大体、ご質問をいただいた委員には、ご理解をいただいた、そういうふうに思いますので、平成19年度の業務実績に関する評価につきましては、本案のとおり決定することとしたい訳ですが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

次の議題でございます。次の議題は、「平成19年度財務諸表について」でございます。最初に、事務局からご説明をお願いします。

経営局総務課課長補佐 事務局を担当しております経営局総務課の佐藤でございます。

財務諸表につきましては、前回の分科会では、第1期中期目標期間が終了いたしました後発の3法人につきまして、前倒しでご審議をいただいたところでございます。今日は、先発の3法人につきまして、ご審議をお願いしたいということでございます。財務諸表の検討につきましては、前回と同様に、財務諸表にお詳しい青柳委員、布施専門委員にご足労をいただきまして、財務諸表検討会を7月17日に開催いたしております。これには、先発3法人の財務担当者、それから、省内の法人担当課からもご出席をいただきまして、ご検討をいただいたところでございます。資料の3-2、3-3、3-4、こちらは、各法人から提出されました19年度の財務諸表関係資料でございます。それぞれ、資料の初めには、財務諸表の承認に関しまして、農林水産大臣からの諮問文の写しが添付されておりますので、ご確認いただきたいと思います。

以上でございます。

松本分科会長 それでは、各法人の財務諸表に関する意見について、青柳委員からご説明をお願いしたいと思います。

青柳委員 それでは、資料3 - 1でご説明したいと思います。鏡をめくっていただいて、次のページでございますが、平成19年度財務諸表に係る意見ということでございます。事務局から7月17日に財務諸表検討会を行ったということで報告がございましたが、私と布施専門委員が出席させていただきました。

各法人から財務諸表が提出されて、比較財務諸表ほかの資料で説明を受けました。私たち委員より質問をさせていただき、その結果、この意見という形でまとめさせていただきました。内容は例年のとおりですけれども、4行目から読ませさせていただきます。

「独立行政法人の財務諸表の開示に当たっては、国民にわかり易い開示となっているかが最も重要である。独立行政法人会計基準では、財務諸表に注記することが求められているが、国民にわかり易い情報開示の条件を満たすには、これだけでは不十分であり、追加情報が必要であるとする。以上の事情を踏まえ、法人が開示を通じて説明責任（アカウンタビリティ）を十分果たしているかどうかという視点から、評価委員は財務諸表に対し意見を述べることにする。」ということで、裏面に結論を記載させていただきました。「農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センターの3法人の財務諸表を承認することに異議はない。なお、別紙〈法人別意見〉に記載した事項については、今後の財務諸表作成に当たって留意されたい。」ということで、次のページに留意事項をまとめてあります。それで、本年度、新たに付け加えたものだけ、説明させていただきたいと思いますが、2の「その他」の事項、「事業報告書記載について」今回新たに追加させていただきました。法人別意見については、省略させていただきました。その概要については、下の注記欄、〈総括〉というところに、「2・」に関連し、事業報告書については記載様式の変更初年度となったため、わかりにくい表記及び記載内容等が不十分と思われる項目が見受けられた。今後、さらにわかりやすい表記及び記載内容の充実について検討されたい。」ということが、その内容でございます。細かな点は、省略させていただきます。

以上でございます。

松本分科会長 それでは、ただいまの青柳委員のご説明に対しまして、ここで、ご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。

それでは、特段ご意見がございませんので、各法人の財務諸表につきましては、主務大臣の承認に当たり、「異存なし」との意見で対応したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

以上をもちまして、第1部の議事を終了いたします。

第2部の議事に移ります前に、ここで一たん休憩といたしたいと思います。10分間の休憩を挟みまして、15時5分から再開をいたします。よろしくお願いいたします。

午後2時55分 休憩

午後3時05分 再開

(第2部)

松本分科会長 それでは、議事を再開いたします。

第2部は、水資源機構、農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金の4法人の議題を審議いたします。

1つ目の議題は、「独立行政法人水資源機構の平成19年度及び第1期中期目標に係る業務実績に関する意見の報告について」でございます。水資源機構プロジェクトチームの渡邊委員からご説明をお願いいたします。

渡邊委員 平成19事業年度及び第1期中期目標に係る業務実績に関する意見につきましては、水資源機構法第42条第3項第1号の規定に基づき、国土交通省独立行政法人評価委員会が評価を行う際に、農林水産省ほかの独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないとされており、平成19事業年度の業務実績につきましては、資料4の1ページ目の公文のとおり、7月4日に国土交通省独立行政法人評価委員会委員長より意見の提出を求められました。意見の提出に当たり、水資源機構プロジェクトチームにおきまして、原案を作成いたしました。その後、書面により農業分科会各委員に意見案をお諮りし、いただいた意見をもとに取りまとめ、農林水産省独立行政法人評価委員会委員長名で国土交通省独立行政法人評価委員会委員長に提出した資料が資料4の2ページ目でございます。

それでは、この2ページ目の「記」以下のところを読み上げさせていただきたいと思います。

「平成19年度における農林水産省所管に係る業務に関しては、計画に即した実施状況にあるものと判断される。なお、当該業務が今後も第2期中期目標、中期計画及び年度計画に基づいて適切に実施されるとともに、年度業務及び第2期中期期間の業務実績評価が的確に行われるよう、別紙について参考とされたい。」

次のページ、資料4の3ページが、今申し上げました別紙でございます。この別紙につき

ましても読み上げさせていただきたいと思います。

「各目標に対する取組みの実施状況と成果を適切に検証して、業務運営の改善に反映させ、次期中期目標等を確実に実現していくシステムが整備されているか、また有効に機能しているかが重要である。新たな取組みを多岐にわたり実施したことは評価に値するが、そのフォローアップを含めて取組みを継続していくことが重要である。」

「機構役員も含め、機構全体で関係利水者との意見交換や情報交換に努めるとともに、関係利水者との調整を適切に進め、事業の計画及び湧水対応を着実に実施したことは評価できる。今後は、機構役員と関係利水者との意見交換を一層充実したものとすべきである。」

「人件費の見直しや組織改革を積極的に進めたことは評価できるが、今後も、職員のモチベーションの高揚も念頭に置いてそれらを継続すべきである。また、職員の労働衛生環境に配慮した労務管理をより一層心がけるべきである。」

以上のような意見を、8月7日付けで提出いたしました。そして、8月8日の4省合同会議には、農林水産省水資源機構プロジェクトチームの戸澤専門委員、中嶋専門委員、そして私、渡邊の3名全員が出席いたしまして、先程ご説明いたしました、農林水産省独立行政法人評価委員会の意見に加えまして、19年度業務実績の評定に当たり、プロジェクトチーム委員それぞれの意見を提示して、議論に参画したことをご報告いたします。

次に、第1期中期目標に係る事業報告書に関する意見についてですが、こちらにつきましても、資料4の4ページ目の公文のとおり、7月4日に国土交通省独立行政法人評価委員会委員長より意見の提出を求められました。第1期中期目標に係る意見につきましても、水資源機構プロジェクトチームにおいて原案を作成し、7月24日から8月1日にかけて農業分科会各委員に、それから、8月8日から19日にかけて、農林水産省独立行政法人評価委員会各委員に、書面で意見案をお諮りしたところでございます。意見案をお諮りしたところ、特段のご意見がありませんでしたので、このとおりの案を、農林水産省独立行政法人評価委員会委員長名で国土交通省独立行政法人評価委員会委員長へ提出いたしました。これが、資料4の5ページ目から6ページ目でございます。

それでは、その提出した意見、5ページ目の「記」以下と、6ページ目につきまして、先程と同様に、読み上げさせていただきたいと思います。

5ページ目の「記」でございますが、「第1期中期目標期間における農林水産省所管に係る業務に関しては、計画に即した実施状況にあるものと判断される。なお、当該業務が今後も第2期中期目標、中期計画及び年度計画に基づいて適切に実施されるとともに、第2期中期期間の

業務実績評価が的確に行われるよう、別紙について参考とされたい。」この別紙が、6ページでございまして、「第1期中期目標期間に安定的な用水供給はもとより、環境対策の推進や地域振興の貢献など様々な取組みを継続して実施し、バランスよく着実に成果を上げたことは評価できる。今後は、気候変動等によって水資源を巡る状況が変化する可能性が高くなる見通しをも鑑み、水資源管理、日常的な管理操作などの各取組みが効率的に進められ、状況の変化を的確に判断する体制の整備を中長期的な視点で進めるべきである。」

「大規模施設の改修を計画どおりに着実に実施したことは、各地域の社会・経済の安定に貢献してきたと評価できるが、保全管理の取組みは展開中であり、今後も成果の見極めが必要である。」

「職員の定員削減や組織改革が、技術の開発や継承の展開を阻害しないように、技術・制度に関する研修の一層の充実を図るなど、人材育成の観点にも立った組織運営とすべきである。」

以上のような意見を、8月20日付けで提出いたしました。

なお、平成19事業年度も含め、提出した意見につきましては、評価調書案に反映されまして、8月26日開催の国土交通省独立行政法人評価委員会で最終的な取りまとめがなされることになっておりますことをご報告いたします。

以上でございます。

松本分科会長 それでは、ただいまのご報告に関しまして、質疑応答の時間に入りたいと思います。まず、私の方から質問させていただきます。

資料の6ページの別紙、「今後は、」からの文章でございますが、「気候変動等によって水資源を巡る状況が変化する可能性が高くなる見通しも鑑み、……状況の変化を的確に判断する体制の整備を中長期的な視点で進めるべきである。」これは、大変重要なことなんですが、具体的に、渡邊委員が何かお考えのことはありますか。あるいは、機構の中で議論されていることはありますか。

渡邊委員 個人的な意見になるかも知れませんが、ご承知のように、最近の気候変動に伴う水循環の変化については、最近その進行を予感させるような事態が生じており、非常に関心が高いと思います。ただし、原因も今後の進行についても、まだ不確定なことも非常に大きいので、その状況の変化をよく見守ることが必要ではないか、最近の言葉で言いますと、アダプティブマネジメント、そういうようなスタイルのアプローチが必要だと思います。それにつきましては、何をモニタリングして、どこへ反映させるか、そういうことをよく見極めて、検討されることが必要ではないかと思います。機構では、新しく研究的な技術開発の組織である総合

技術センターを第1期中に設置のうえ、そういうことも検討していただいているようですが、更にそういうことを進めていただきたい。

整備されている施設の耐用年数が非常に長く、100年間のものをしないといけない。その期間中の状況を、ある程度見据えていかなければいけないのですが、確定的な予測はできない。そのところが、非常に難しい話だと思うのですが、だからこそ状況をよく見て、フィードバックしていく体制を作っていただくのが大事ではないかと思います。以上です。

松本分科会長 そのほかどうぞ、ございませんか。

それでは、特にご意見がないようでございますので、ただいまの報告につきましては、ご了承をいただいでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

次の議題でございます。次の議題は、「平成19年度及び第1期中期目標期間に係る業務実績に関する評価について」でございます。各法人のプロジェクトチームからご説明をいただいてから、ご意見、ご質問を受けることにしたいと思います。

まず、農畜産業振興機構プロジェクトチームの青柳委員からご説明をお願いします。

青柳委員 それでは、農畜産業振興機構の平成19年度及び第1期中期目標期間中の評価結果の概要につきまして、プロジェクトチームを代表しまして、私、青柳からご報告申し上げます。

プロジェクトチームのメンバーは、安部委員、石田委員、福田委員と私の4名でございます。

それでは、まず、平成19年度の評価結果について、ご説明します。お手元に配付されております資料5-1、独立行政法人農畜産業振興機構の平成19年度に係る業務の実績に関する評価結果(案)の1ページの「業務実績の総合評価」に沿って説明させていただきます。

全体的な評価結果といたしましては、平成19年度の業務は、中期計画が達成されており、A評価といたしました。

「1. 評価に至った理由」といたしまして、まず「(1) 評価の手法」ですが、プロジェクトチームは、平成20年7月22日、機構本部において検討会を持ち、機構から提出されました自己評価シート、補足資料並びに財務諸表等に基づき、業務実績の内容を聴取し、評価の作業を進めました。評価は、予め定められた評価基準等に基づくとともに、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会における研究会報告を活用するとともに、監事による監査の内容も参考にし、評価を行いました。

「(2) 評価実施の過程」としましては、中期計画の小項目を単位として、A、B、Cの3段階評価を行いました。その結果、小項目146項目中全てがA評価、指定食肉の買入業務など業務の実施に至らず、評価対象外となった項目が6項目でした。

次に、中項目の評価については、小項目の評価結果の積み上げと、各小項目の達成率及びその他の要因を分析して評価を行ったところ、19項目中19項目がA評価、評価の対象外となったものが2項目ありました。

大項目の評価及び総合評価については、中項目の評価結果の積み上げと、各中項目の達成率及びその他の要因を勘案して評価を行った結果、大項目については、5項目中5項目がA評価、評価対象外が2項目ありました。総合評価としましては、冒頭申し上げたとおり、19年度業務は中期計画が達成されていると判断して、A評価としました。

次に、「業務運営に対する主な意見等」でございますけれども、中段以降に「2. 業務運営に対する主な意見等」として記載されております。簡単にご報告させていただきます。

まず、の事業費の削減・効率化についてですが、14年度比で58%と、中期目標に照らし十分に削減されていますが、主たる理由が、肉用子牛の販売価格が堅調に推移し、生産者補給金の交付額が減少したことや、国内産糖交付金の交付額の減少等であり、このような価格安定・価格調整に係る事業費の削減は、制度の特性から発生したものと認識する必要があります。

一方、補助事業、情報収集提供事業に係る事業費についても、14年度比で59%と、補助事業の見直し等を通じて十分に削減されています。

の業務運営の効率化のうち、契約については、平成19年12月に策定した随意契約見直し計画に基づき、事務室の賃貸借契約等やむを得ないものを除いて一般競争入札等へ移行するなど、随意契約の積極的な見直しを行っております。また、一般管理費については、これは退職手当を除いておりますが、14年度比20%減と十分に抑制されています。

入札契約の実施については、平成15年10月に策定した独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則を必要に応じて見直すとともに、適正な実施に向けたチェック体制が整備されています。また、監事監査において、契約の状況に係る監査が行われ、監事監査報告書においても、平成18年4月に随意契約等審査委員会を設置する等、従前から随意契約の適正化に努めてきており、契約の適正化に向けて、随意契約の割合が着実に改善されているとの報告がなされています。今後は、一般競争及び企画競争に付した契約案件について、競争によるメリットがより一層享受できるよう、入札の方法の改善等、更に工夫を行うことが期待されております。

また、平成17年12月から給与構造の見直し等を着実に推進しているほか、平成19年度からは

新たな人事管理制度として、管理職ポストオフ制度、管理職への昇格抑制、昇給幅の抑制、業務専門職を導入し、人件費の削減に積極的に取り組んでいます。これらの取り組みから、平成19年度の地域・学歴別のラスパイレス指数は、昨年の114.1から111.9へと2.2ポイント低下しております。

の業務運営能力等の向上については、職員の事務処理能力の向上を図るため、各種の研修等を計画的に実施するとともに、その実績につきましては、参加者の習得度の把握に努めています。

の機能的で効率的な組織体制の整備については、新たな砂糖・でん粉制度を平成19年度から円滑に実施するために、平成19年4月に本部組織を再編するとともに、「独立行政法人整理合理化計画」等を踏まえて、平成20年1月に地方事務所及び出張所を10から3に再編合理化しました。また、畜産業振興事業公募プロジェクトチームや広報プロジェクトチームを設置し、農畜産業をめぐる情勢の変化等に的確に対応しています。

次に、2の の指定乳製品等の輸入については、国が機構に通知した全量については、輸入契約の締結を行うとともに、その輸入売買を適切に実施したほか、平成20年度分の輸入入札を前倒しで実施し、需給状況に適切に対応しております。

の情報収集提供業務ですが、海外駐在員を通じての情報収集活動の強化と、情報検討委員会での検討結果等を踏まえた国内外の多様な情報収集活動を行うことにより、農政の課題に対応した最新の情報提供を行っています。

次の「3 予算、収支計画及び資金計画」に関して、余裕資金の効率的な運用状況については、資金管理運用基準に基づき、安全性に十分留意しつつ効率的な運用を行っています。旧法人が実施していた債務保証業務に係る破産更正債権等については、機構発足時に承継した同額の貸倒引当金を計上しておりますが、再生債権の弁済計画に基づき、求償権の回収等に努めています。関連法人等に対する出資は、旧法人から承継したものであり、独立行政法人化以降は新たな出資は行われていません。関連法人等への出資金は、その目的、必要性が検討された結果、財務諸表及び附属明細書においても引き続き適切に管理されています。

次に、4の(2)でございますけれども、砂糖勘定においては、繰越欠損金が発生しています。これは、国内産糖価格調整事業を適切に運営した結果、発生した調整金の収支差であります。機構は、短期借入金の金利について入札を実施し、金利負担の軽減を図るなど、繰越欠損金の縮減に向け努力しております。

また、(4)の生糸売買事業における短期借入金については、損失補てん交付金及び出資金の

充当により、平成18年度末の短期借入金59億円を全額償還しています。

このほか、6の重要な財産に関連しまして、機構が保有する施設は、職員の宿舎だけですが、その利用状況についても整理されており、有効に利用されています。

以上が、農畜産業振興機構の平成19年度の評価結果の概要でございます。

次に、第1期中期目標期間中の評価結果につきましては、85ページから91ページが評価結果の概要案となっております。92ページから193ページが業務実績評価シート案という形になっています。

第1期中期目標期間中の業務実績の評価は、85ページの評価結果の概要案に取りまとめていますが、ページの中程の「(2) 評価実施の過程」にありますとおり、各事業年度における小項目の評価結果を集計し、評価基準に基づき中項目の評価を行いました。その結果、中項目では21項目中19項目がA評価、中期計画において予定されていないこと、又は業務の実施に至らなかったこと等により評価対象外となった項目が2項目となりました。また、当該評価を行うに至った経緯、業務実績のうち特に優れた実績を上げた内容等について、留意事項として整理しました。

大項目の評価は、中項目の評価結果の積み上げ結果を踏まえつつ、留意事項を勘案して行った結果、7項目中5項目は達成されている(A)と評価いたしました。また、中期計画において予定されていないこと、又は業務の実施に至らなかったことにより、評価対象外となった項目が2項目でした。これら各年度の評価結果の積み上げ及び第1期中期目標期間中の業務実績に関する留意事項等を勘案し、総合評価は、全体として中期計画が達成されている(A)といたしました。留意事項の内容等については、平成19年度の評価結果の報告における「業務運営に対する主な意見等」と重複いたしますので、省略させていただきます。

以上、ご報告申し上げます。

松本分科会長 それでは、続きまして、農業者年金基金プロジェクトチームの森田明委員からご説明をお願いいたします。

森田委員 農業者年金基金プロジェクトチームの森田でございます。当プロジェクトチームにおける農業者年金基金の平成19年度及び中期目標期間の業務実績評価の検討結果につきまして、ご報告させていただきます。

当プロジェクトチームは、先月7月22日に森田慎二郎専門委員、布施専門委員、それから私、森田の3名全員出席のもと、検討を実施いたしました。

始めに、平成19年度業務実績評価についてご説明いたします。

資料5 - 2をご覧くださいと思います。まず1ページ目ですが、当プロジェクトチームでは、法人から提出されました自己評価シート及び業務実績報告書などの資料をもとに、中期計画目標につきまして、評価基準に基づき評価を実施した結果、評価対象全ての中項目についてA評価ということになりました。これらを踏まえまして、全体として順調に業務が実施されていると判断し、総合評価はA評価といたしました。

それでは、その業務運営に対する内容、意見につきまして、主な項目を簡単にご説明させていただきます。

まず、1点目といたしまして、1ページ目の「1業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」でございます。の運営経費の抑制につきましては、一般管理費、事業費ともに平成19年度計画に設定した目標を上回る削減が実施されています。また、入札契約の執行状況は適正に行われております。随意契約については、引き続き、随意契約見直し計画に基づく一般競争入札等への移行や、契約審査委員会の活用により、入札及び契約などを適正に実施していただくようお願いいたします。

人件費につきましては、俸給月額を引き下げや管理職手当の引き下げなどにより、総人件費改革の目標を上回る削減が実施されています。今後とも、行政改革の重要方針などの政府全体の取り組みを踏まえ、適切に削減するようお願いいたします。

なお、給与水準につきましては、平成24年度までにいわゆる地域別ラスパイレス指数を100にする目標が設定されており、当該目標の達成に向けて、引き続き取り組んでいただくようお願い申し上げます。

それから、の組織運営の合理化につきましては、計画どおり常勤職員1名を削減するとともに、コンプライアンス委員会が設置されています。今後とも、組織運営の合理化に努められるようお願いいたします。

それから、次に、「2国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」でございます。の農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者記録との突合につきましては、適切な年金給付を行うため必要不可欠なものでありますから、不突合の解消に向けた取組に一層努めていただくとともに、付加年金への未加入が解消されるよう、業務受託機関に対し指導を行うようお願いいたします。

の年金資産の運用に当たっては、安全性などを重視するとともに、被保険者等に対する運用結果の情報提供などに努めていただくようお願いいたします。

それから、の制度の普及推進につきましては、平成19年度の新規加入者数が目標の9割に

達していないため、評価指標に基づき B 評価としたところですが、平成19年度の新規加入者数は過去の加入実績から見ても大幅に増加していることを踏まえると、この実績については、高く評価されるものと考えられております。今後は、認定農業者や家族経営協定締結者などの加入を重点的に実施するなど、メリハリの効いた効率的かつ効果的な制度普及活動を実施するなどにより、加入者10万人早期達成3カ年計画を確実に達成するようお願いいたします。

それから、次に、2ページ目の「予算（人件費の見積りを含む）収支計画及び資金計画」でございます。予算執行については、区分ごとに適正な執行を行い、経費の削減計画は達成されています。なお、業務委託費については、加入推進活動の業務が増加する中、経費が若干増加していますが、事業費全体では経費が削減されており、今後とも、より一層支出削減の取り組みを実施するとともに、事業実績等の把握に努め、実施状況、効果の検証を行い、効率的かつ効果的に委託業務を実施するようお願いいたします。また、北海道と九州にある地方連絡事務所については、平成22年度までに廃止するようお願いいたします。

それから、最後に、「8 その他の主務省令で定める業務運営に関する事項」でございますが、1名の職員削減を行うなど、計画どおり順調に実施されています。今後とも、職員の人事に関する計画に基づき、適正な人員配置に努めるようお願いいたします。

以上が19年度の計画です。

続きまして、中期目標期間の業務実績についてご説明いたします。34ページのところをご覧くださいと思います。中期目標期間の業務実績評価につきましては、中期計画項目について、各事業年度の中項目の評価結果を定められた評価基準に基づき集計した結果、全ての中項目について A 評価となったことから、全体として順調に業務が実施されていると判断し、総合評価は A 評価といたしました。19年度の業務実績評価と重複するところが殆どでございますので、主な項目につきまして、ご説明させていただきたいと思っております。

まず、1点目としては、「1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」でございます。の運営経費の抑制につきましては、一般管理費、事業費ともに中期目標で定められた削減計画は達成されています。また、基幹業務記録システムのダウンサイジングなどによる経費の削減が実施されております。今後とも、事務書類の簡素化、事務処理の迅速化等により、業務運営の効率化に努めていただくようお願いいたします。それから、の組織運営の合理化について、計画どおり5名削減し、平成19年度末の職員数を目標どおり82名としております。

それから、1枚めくりまして、35ページの「5 予算（人件費の見積りを含む）収支計画及び

資金計画」についてでございます。業務委託費については、対平成14年度比約3割削減されるなど、経費が削減されております。引き続き、業務委託費全体の計画的な削減を図るようお願いいたします。

最後になりますが、一番最後のページ、81ページをご覧いただきたいと思います。農業者年金基金の業務実績の評価に当たりましては、旧制度に係る業務の部分につきましては、厚生労働省の評価委員会の意見を聞くこととされております。先月7月23日付けで意見を伺ってありましたところ、次のページです、82ページでございますが、8月14日付けで意見をいただいているところでございます。これを読み上げさせていただきます。

「平成19年度及び中期目標期間における農業者年金基金の旧制度の給付に関する業務については、着実な実施状況であると判断される。なお、貴評価委員会においては、旧制度の給付に関する業務（法附則第19条第1項第3号に規定する業務）の評価については、取り組みの有無のみならず、取り組みによる効果にも着目した総合的な評価が行われるよう配慮されたい。」

以上でございます。

松本分科会長 それでは、続きまして、農林漁業信用基金プロジェクトチームの岡専門委員からご説明をお願いいたします。

岡専門委員 農林漁業信用基金プロジェクトチームを担当しております岡でございます。農林漁業信用基金PTは、淵野委員、馬場専門委員、それに私、岡の3人の構成でございますが、今日は私が3人を代表してご報告させていただきます。

農林漁業信用基金の19年度の業績評価について、まずご報告申し上げます。信用基金PTは8月6日に開催いたしました。信用基金から提出された自己評価シート及び補足資料をもとにしまして、詳細な説明を受けるとともに、ヒアリングを行い、業績評価の検討を行いました。

それでは、お手元の資料5-3をお開きください。最初に、まず、総合評価の結果でございますが、1ページの業務実績の総合評価でございます。当PTの農林漁業信用基金に対する総合評価といたしましては、1ページ1行目のところですが、業務が適切に行われていると判断いたしまして、A評価とさせていただきます。

当法人に関しましては、評価する項目は大項目で5項目ございますが、実は全体では9つの大項目がございます。お手数ですが3ページの表をご覧いただきたいと思いますが、この第5から第8の4項目は、実は処置済みなしは実績がないということで、評価をしないことになっております。そういうことで、大項目が5つ、それから3ページの下の表にありますように、評価単位である中項目が15ございます。これらはいずれもA評価でございました。小項目の一

部にB評価はございましたものの、総じて良好であるというふうに評価いたしました。

1ページの「1.評価に至った理由」に戻っていただきますが、今後とも、役職員一体となった取組を通じて、農林漁業者の信用力補完という法人の重要な役割を發揮していただきたいと考えております。なお書きにもありますように、今年度は、S評価又はD評価に対応するような項目はございませんでした。

それから、次に、「3.留意事項等」ですけれども、項目別に見ていきますが、大項目の1つ目、業務運営の効率化に関する点で、(1)事業費の削減についてですが、これは数値的に見て大変大きな削減が行われています。

資料をめぐっていただきまして、4ページをお開き願います。中程の表の削減率の欄に印で大きな数字がご覧いただけるかと思えます。当法人の目標は、中期目標期間全体で事業費を5%削減するというものでありましたが、19年度決算では、14年度予算に対しまして、30.6%減というふうに達成されております。この理由につきましては、その下の削減要因と書いてありますように、その大層を占めています貸付事業の減少ということです。これは、認定農業者等担い手向けの融資の取り組みが行われておりますものの、現在の金利の低下、そういった状況を反映いたしまして、農林漁業全般における制度資金の有利性が低下しているという外部要因に基づくものです。

それから、4ページから5ページに跨って書いてありますが、長期借入金の一般競争入札の実施でありますとか、求償権回収に係るサービサーの選定に当たっては、費用対効果に配慮、例えば委託費の支払いについては、回収実績の一定割合を支払うというような方法、そういったようなことの努力もいたしております。

次に、また1ページに戻っていただきまして、(2)の業務運営体制の効率化については、ここにもありますように、管理部門の再編を行い、経理部を廃止して総務部に編入するなど、効率化に向けて十分な努力がされていると判断しました。

次に、(3)の経費支出の抑制については、ここにもありますように、人員削減等による人件費削減、事務所統合による事務所借料の節減等によって、経費の削減に取り組んでいると認められました。

また、その3つ下のパラグラフにありますように、随契の見直し状況につきましては、国の取組を踏まえ、平成19年度に随意契約見直し計画を策定するとともに、計画の進捗管理とその厳正な実施を行うために契約審査委員会を設置いたしました。

さらに、契約情報公表要領を定めまして、一定金額以上の契約状況を公表していることなど、

随意契約の適正化に向けた取組が行われております。

また、平成19年度に締結した随意契約については、その理由が適正であることを確認しました。

なお、平成20年度の監事監査においても、平成19年度の契約の実施は適正であったことが確認されています。また、その下にありますように、給与水準の改善につきましては、対国家公務員指数、ラスパイレス指数の引き下げに向けて、平成19年度において本俸月額表の改定を見送ったり、あるいは特別都市手当の抑制などを行っており、その結果、地域別・学歴別を勘案した対国家公務員指数は2.6ポイント減少して、102.0になっております。改善努力が認められる、ということになります。また、今後とも、こうした取り組みを適切に行うことによりまして、中期目標の達成に向けて努力していただきたいと考えているところです。

次に、(4)の内部監査の充実についてですが、平成19年12月に内部監査規程などの全面改定を行いまして、内部監査の実施を担当する部署を監理室として新設し、信用基金の業務全般についての内部管理態勢の評価とか、それから問題点の改善方法の提言まで、踏み込んだ監査を実施する体制を整備するなど、取組が行われています。

また、コンプライアンス態勢の整備を図るために、平成19年12月にコンプライアンス規程を制定しまして、コンプライアンス委員会を設置するとともに、平成20年1月には、コンプライアンスの指導・監督を行う監理室を新設しています。さらに、今年6月には、コンプライアンス委員会の構成員に外部の有識者を入れており、取組が適切であると思っております。

なお、平成20年度の監事監査においては、コンプライアンス態勢の整備状況に係る監査も実施されており、今後、コンプライアンス・マニュアルの作成などに着実に取り組むよう対応を求めているなど、引き続き、コンプライアンス態勢の整備に向けた取り組みが行われています。今後は、監事監査においても対応を求められているとおり、更なるコンプライアンス態勢の整備の充実が期待されます。

次に、2ページの1行目、大項目の2つ目になりますが、2の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上でございますが、この部分は、評価シートでは14ページから21ページに跨っておりますが、内容もかなり多岐にわたっています。業務運営上の重要な取り組みの状況をチェックする箇所ですが、まとめて申し上げますと、利用者に対する積極的な情報提供あるいはアンケート調査などを通じた利用者の意見の聴取に取り組んでおりまして、これらの取り組みは適切だと判断しました。

それから、次に、大項目の3つ目、「3 予算、収支計画及び資金計画」でございますが、2ペ

ージの中ほどにあります(3)の業務収支の均衡における漁業信用保険の事故率についてですけれども、数値結果が目標を下回っております。評価シートでは、24ページの中程よりちょっと下の方にありますが、求償権の管理・回収の強化に向けた取り組み、事前協議の徹底や事前協議の範囲の拡大など、収支改善に向けて取り組みを励行しましたけれども、資源状況の悪化、それから魚価の低迷、そういったものに加えて、中期目標期間中に燃料とする原油価格が3倍以上に高騰したというようなことの影響を受けて、多額の代位弁済が発生しました。そのために、設定した事故率の目標値1.15%以下なんですが、これを上回り、1.51%でした。このように、目標値を上回る結果となった主たる要因は、外的要因の影響であると考えられますものの、目標値と実績値の乖離幅を考慮いたしまして、このところはB評価としました。

なお、農業信用保険の事故率や林業信用保証の代位弁済率については、目標値を達成しましたことから、中項目ではA評価といたしました。

また、お手数ですが、2ページに戻っていただきまして、大項目の3つ目、最後のなお書きのところですか。今後、事業の見直しに伴い、収支改善を図っていかねばなりません、その取組に当たりまして、農林漁業者が必要とする資金の融通の円滑化という政策目標を阻害することがないように留意する、そういう必要があると考えているところです。

それから、次に、「4長期借入金の条件」です。それから、「9人事に関する計画」についてなんですが、これらは、それぞれ取組は適切でありましたので、A評価としました。

最後に、「その他」の(1)として記述しましたが、今後、評価項目の設定に当たりましては、その重要度に応じた項目の構成を検討することも必要だと考えております。

また、「その他」の(3)において、18年11月の勧告の方向性で指摘を受けた事項や、昨年の整理合理化計画における構すべき措置については、着実に実施が進められていることを記載しております。

19年度評価については、以上でございます。

それから、次に、中期目標期間中の業績評価について、ご報告申し上げます。

中期目標期間の評価につきましても、PTにおいて、信用基金から提出された自己評価シートや補足資料をもとにして、非常に細かいところまで説明を受けるとともに、ヒアリングを行いまして、中期目標期間中の業績評価の検討を行いました。お手数ですが、47ページをお開きいただきたいと思います。

最初に、「総合評価結果」でございますが、47ページの1行目のところですが、当PTの総合評価といたしましては、業務が適切に行われていると判断いたしまして、A評価といたしまし

た。

評価する項目は大項目で8つでございます。それから、中項目が19、1つの中項目はB評価といたしましたが、総じて良好であるというふうに評価したところです。今後、第2期中期目標期間において、役職員一体となった取組を通じて、先程も申しましたが、農林漁業者の信用力補完という法人の重要な役割を果たしていただきたいと考えております。

なお書きにもありますが、S評価又はD評価に該当する項目はありませんでした。

それから、次に、「2.業務運営に対する主な意見等」についてですが、時間の制約もございませぬので、先程、19年度の業績評価では出てこなかった事項を中心に、ご説明申し上げます。

まず、(2)の業務運営体制の効率化についてですが、平成16年12月6日に、それまで農業、林業、漁業、それに農業災害補償の4分野に分かれていた事務所を本部事務所、千代田区内神田のコープビルですが、こちらへの統合を完了しております。この事務所統合の成果を踏まえて、段階的に管理部門のスリム化など、組織体制の見直しを実施しているところですから、そういうことを考えて、効率化に向けて十分な努力が払われているというふうに評価させていただきました。

それから、2の国民に対するサービス云々のところは、19年の評価とほぼ同じ内容でありますから、ここでは省略させていただきます、48ページの下の方にあります、「予算、収支計画及び資金計画」についてですが、(1)では、中期目標期間中の当期損失や利益剰余金の発生状況について、記してあります。詳しくは、82ページをお開きいただいて、ご覧ください。表中の当期損益の合計欄にありますように、期間中の法人全体の当期損益は、5億2,300万円の黒字でした。また、中期目標期間末時点の利益剰余金は、表中の利益剰余金の19年度欄にありますように、法人全体で73億7,900万円でした。利益剰余金の増加要因は、例えば、林業信用保証勘定におきましては、木材価格の下落に起因する資金利用が大変減りまして、毎年、保証残高が減少していった、会計上、保証債務損失引当金の戻し入れが生じたことによるものです。そのような外的要因によるものや、あるいは、災害貸付業務における一般管理費の抑制等によるものであって、経費の節減に取り組んでいると思いました。

次に、お手をかけますが、49ページにまた戻っていただきまして、(2)として、目的積立金について記載しています。中期目標期間中の各年度において、損益計算によって生じた利益は積立金として計上し、目的積立金の申請をしておりませぬ。しかし、これは、保証保険業務において、近年、赤字基調にあるという中で、保険事故などの発生によって生じた損失補てん

に充てる必要があるということ、それから、更には、災害貸付業務において、大きい災害に備えた貸付原資として確保しておく必要がある、という法人の判断によるものでありまして、今後の農林漁業を取り巻く非常に厳しい環境を考えますと、やむを得ないものと考えているところであります。

それから、次に、(3)の業務収支の均衡についてですが、評価シートの85ページをご覧ください。19年度評価でもご説明しましたとおり、漁業信用保険業務の事故率について、これは小項目なんですけど、B評価としました。また、85ページから86ページに跨りますけれども、求償権の管理・回収については、数値結果が目標をやや下回ったことで、これも小項目ですが、B評価としました。この結果、84ページに戻っていただきまして、中程にありましたように、中項目である業務収支の均衡において、B評価としました。

最後ですが、49ページにもう一度戻っていただいて、大項目の「4長期借入金の条件」、それから、「5短期借入金の限度額」、「6重要な財産の譲渡等の計画」、それから、「8施設及び設備に関する計画」、「9人事に関する計画」について、評価いたしましたけど、それぞれ取組は適切でありましたので、いずれもA評価とさせていただきます。

信用基金の業績評価につきましては、以上でございます。

松本分科会長 それでは、ただいまのご説明に対しまして、これから、ご意見、ご質問の時間に入りたいと思います。どうぞ、よろしくお願いします。

鱈場専門委員 農畜産業振興機構に教えていただきたいのですけれども、振興機構は、国内の農畜産物の安定供給に関して非常に重要な役割を果たされていると思うのですが、その中でひとつ、ちょっと観点が違うかも知れませんが、国内の肥料価格が非常に上がっていくという状況の中で、「肉骨粉の適正な処分ということに関する肉骨粉の供給体制の整備等」という項目があるのですが、その具体的な取り組みについて、教えていただきたい。なぜかと言うと、肉骨粉というのは、肥料で言えばリン鉱石と同じようなリン酸の重要な資源になると思いますので、これを肥料として利用することがこれから必要ではないかという観点から、その辺について教えていただきたいということです。

松本分科会長 今の委員のご質問に対して、よろしくお願いします。

生産局総務課長 生産局総務課長です。私から、少し専門技術的な話になりますけれども、お答えさせていただきます。

肉骨粉の適正な処理というのが、BSEの発生した後に大きな課題になりました。これは、私共の生産局の所管ではありませんが、消費・安全局が専門的な担当になります。OIEの、

これは国際獣疫事務局で、その取り扱いについて、基準を設けております。肉骨粉について、これは、今もそういう肥料とか、その他一般的にフリーに使えるという状況に、まだございません。物によっては、一部そういう再利用ができるような道も開かれておりますけれども、なお、まだ時間がかかるというふうな状況が率直にいてございます。そのために、肉骨粉については、焼却処理をしていくということを、当面、まだ続けざるを得ないという状況です。ただ、これの有効利用という、先程もお話がありました。肥料、あるいはその他の用途もあり得るかも知れませんが、そういったことについて、いろいろな技術的な積み重ねは常にしている、というような状況であろうかと思えます。細かいところは、担当部局から必要であれば、またご説明をさせたいと思えます。

鱈場専門委員 現状としては、BSEの問題で焼却しかないということだと思っておりますけれども、これは貴重なリン酸資源でありますので、是非とも使えるようにお願いしたいと思えます。

松本分科会長 是非、今の委員のご要望に対して。

農畜産業振興機構理事長 肉骨粉をどういふふうに使おうかという問題については、日本の消費者も含めて、大変重要な関心を持ってございます。私共が、平成13年にBSEが発生して以来、全量、現在のところ、焼却処分している訳でございますけれども、これを有効にどうやって使おうかという問題については、消費・安全局で議論される課題だというふうに承知しておりますので、只今の委員の質問につきまして、そのような意見があったということについては、消費・安全局にお伝えをしたい、というふうに考えております。

松本分科会長 そういう事でよろしゅうございますか。そのほか、お願いいたします。

夏目委員 2点について、説明をいただきたいと思えます。

まず1つは、農畜産業振興機構のところで、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」のところで、平成19年度、バター等の製品が市場から消えるような状況になりました時に、前倒しをして輸入を実施していただいた。非常に的確な取り組みであったというふうにする訳でございます。市場は、少し落ち着いて来まして、店頭からバターが消えるというような状況は解消されつつありますけれども、ただ、乳製品を取り巻く状況というのは、決して安心できるような状況ではなくて、引き続き、厳しい状況だというふうにする訳でございますけれども、20年度分を前倒しいたしましたので、例えば、20年度分、これから、今年度、どういふふうになるのかというような事を、情勢としてお聞かせいただければというのが、第1点でございます。

もう1点につきましては、農業者年金基金について、お伺いしたいのですが、やはり、国民に対して提供するサービスのところで、1ページの一番下のところの、制度の普及推進につきましてでございますけれども、なかなか新規加入者数が増えていかないというような状況がある訳でございます。そのような状況の中で、加入推進活動の業務費は増加しているけれども、なかなか効果が上がっていない。そして、10万人達成するための3カ年計画というのが、早期達成のための3カ年計画があるのですけれども、この場合も、3カ年で達成できるのかどうか、非常に難しい状況にあるのではないかというふうに思います。その辺の指標の立て方も考慮していかないと、毎年Bになってしまう、又はCになってしまうという可能性も出て来るような感じがいたしますけれども、どんなふうにお考えか、お聞かせいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

松本分科会長 それでは、先程の2点のご質問に対する回答、よろしく申し上げます。

農畜産業振興機構理事長 第1点目のバターの輸入状況につきまして、ご説明を申し上げます。ご説明ありましたように、20年度のカレントアクセス分につきましては、19年度に前倒しで輸入契約をいたしております。大体、10月までに全量売り渡すことができるというふうに承知している訳でございます。11月以降の一番の需要期に向け、私共は、5,000トンにつきまして、農林水産大臣に追加輸入の申請をし、農林水産大臣から5,000トン、3,000トンと2,000トンに分割されてございますけれども、追加輸入について、承認をいただいている訳でございます。この分につきまして、需要期でございます11月以降、供給できるというふうに考えております。

確かに、ご質問のとおり、我が国の生乳生産は、都府県が前年を下回っている状況ということで、大変厳しい状況が続いている訳でございますけれども、このような生乳生産の状況、あるいは乳製品の状況等につきましても、広く国民の皆様方に現在の状況についてお知らせをし、周知徹底を図っているというのが、現在の状況でございます。

松本分科会長 それから、2番目の農業者年金の加入状況について、伸びが悪いということです。

農業者年金基金理事長 資料5 - 2の60ページをご覧くださいと思います。60ページの右下に、新規加入者数という表がございます。この表をご覧くださいと思います。15年度から19年度まで、15、16、17年度は、大体1,600人前後、それから18年度が2,296、19年度が4,173でございます。それで、3カ年計画は、19年度から21年度まででございます。これは、単年度の数字を書いておりますが、現在、この19年度の4,173の新規の加入者の方を含めまして、

やっと今、8万9,000人ぐらいまで来ておりますから、残り2年で大体、年5,000人強というところであります。農業者年金が対象としますのは、当然ですけれども、農業者の方、特に、担い手となっていただく方でありますから、条件が適合する方であれば、できるだけたくさんの方に入っていただきたい訳でありますけれども、実は、平成13年に、それまでの旧年金制度の大改正がありまして、1つは、その事に対します、現場での年金制度そのものに対する不信感、正直、残念なことでありますけれども、まだ、残っております。

ただ、そうは言うておりましたも、新しい制度になりましたので、新しい制度の良い点、メリットなどをよくご理解いただいて、入っていただかなければいけない。そうしますと、どうしても、農業者年金基金としての職員は約80名でございますが、北海道から沖縄まで、津々浦々にいらっしゃる農業者の方に、きちんと制度の中身をご理解いただいて、そして、入っていただく。入っていただくというのは、当然、毎月毎月、保険料を掛けていただくということでもありますから、本当によく中身についてご理解いただいて、納得して入っていただく必要があります。そこで、こういう事というのは、やはり、運動論として、つまり、私共の事業のかなりの部分は、農業委員会と農協に業務委託をしておりますから、その人達が本当に自信を持って広めていただくということが、必要な訳です。

そういう、一つの運動論として、19年度から3カ年で目標を決めて、10万人まで行きましよう、この過去の数字を見ていただくと、1年間に5,650人、あるいは、5,700人という目標値は、およそ3倍から3.5倍という、大変なハードルなんですけれども、解かり易く、3年で10万人達成という、言わば、スローガンを掲げて、そして、やっていただく必要があると思って、言わば、ハードルは高いんですけれども、運動論として、こういう数字にした訳です。その結果としては、達成率は74%、目標に対しては74%でありましたけれども、過去の数字の系列から見ていただくとおわかりのように、相当、伸びて来ております。残された2年間で、それを今までの若干積み残しも含めて、10万人にする、まだまだ高いハードルだとは思っておりますが、単に難しいと言うだけではなくて、これはやはり仕掛けが必要です。去年は、そのために全国で2,200人の人達に加入推進部長、現場で旗振り役をする人という意味で、そういうのをお願いしました。今年は、もう少し、また切り口を変えて、農業委員の中にも、女性の方が2,000人程いらっしゃいますから、そういう方に、他の農業委員としての役割はありますけれども、加えて、更に年金の加入推進にも、一肌脱いでいただくように、今、研修をやっている最中でございます。こういう仕掛けを、新たに工夫を加えながら、目標達成に向けて努力をしたい、というふうに思っております。

私共からしますと、正直言って、目標値の5,700前後の数字というのは、そのこと自体の達成というよりも、それを目指して現場がその気になるということ、何とか引き出したいと思ってやった数字でございます。

長村専門委員 単純な質問なんですが、農畜産業振興機構のラスパイレス指数なんですが、11.9まで努力されておられる。そこは、評価されるんですが、私が担当している所とか、農林漁業信用基金は、100前後なんです。ちょっと、高いですね。理由は、ご年配の方が多いからなのか、そこを教えていただきたいのですけれども。

松本分科会長 それでは、今の質問に対してよろしく申し上げます。

農畜産業振興機構理事長 私共の農畜産業振興機構でございますけれども、食肉、牛乳・乳製品、あるいは砂糖、でん粉、野菜、これはそれぞれ、畜産振興事業団あるいは蚕糸砂糖類価格安定事業団、あるいは野菜供給安定基金と統合した結果でございますけれども、職員の規模に比べまして、担当する分野がかなり多く分かれているというのが一点ございます。その中で、それぞれの業務につきまして裁量性が高いものですから、全体の職員構成を抑える中で対応するという意味で、管理職比率が高くなってきているというのが、このようなラスパイレス指数が高い原因の一つだろうというふうに考えております。そういう意味で、私共は、ラスパイレス指数を、今後、大幅に下げたいというふうに考えておりました、その一環として、管理職割合につきましても下げたいというふうに考えております。

布施専門委員 農畜産業振興機構、度々で申し訳ないんですけども、業務運営の効率化というところで、一般競争及び企画競争に付した契約案件について、競争によるメリットがより一層享受できるよう、入札の方法改善等、更に工夫を行うことを期待する、ということが書かれているんですが、71ページ以降の契約の案件を見ますと、割と一般競争入札のメリットというのが、現状では出ていないということなんでしょうか。

それと、予定価格の欄に金額が入っているものと、バーになっているものがあるんですが、これはどういうことなのかということ伺いたいんですが。

松本分科会長 それでは、その2点について、ご回答をお願いします。

農畜産業振興機構理事長 私共の随意契約の見直しでございますけれども、例えば、本部事務所の賃貸借契約のように、一般競争入札になじまないものを除きまして、全て一般競争入札、企画競争入札に移行してきたという点でございます。その中で、一般競争入札に移行し、透明性は確保されましたけれども、一者入札が、まだある。一般入札に移行した契約入札のやり方について、できるだけ一者でなく、複数の者が入札できるような仕組みに変えていきたい。そ

いう意味で、私共は、まず、随意契約から一般競争入札に移行するという第一の目標には到達をしたというふうに考えております。透明性は確保し得たというふうに思っておりますけれども、それを、次の段階として、更に競争を通じてコストの削減につなげていきたい、そのための工夫を、現在、いろいろと検討している段階でございます。

それから、もう一点の予定価格のところでございますけれども、バーとなっているのは、財務省の通達によりまして、公表しなくてもよいということでバーにしているというような事務的な整理でございます。

布施専門委員 金額を記載されているものと、バーにしているものがあるのは、法人のご判断でこれは記載したくないということでバーにしているものではないと……。

農畜産業振興機構理事長 私共の恣意によるものではございませんで、公共調達規制改革に基づきまして、他の契約の適正化に影響を及ぼすという観点からの整理でございます。

松本分科会長 そのほかにもございせんか。

井上委員 農畜産業振興機構、恐縮なんですけれども、もう一つ質問なんですけれども、全体を見ますと、小項目に当たるのが全部オールaなんです。私はこの畜産業は素人なんですけれども、ニュースを見ていますと、例えば乳製品の問題とか、食肉の偽装問題とか、それから飼料作物の問題とか、それなりの問題がかなりあるのにも関わらず、小項目で全てaとなっています。その結果Aにはなり、確かに数字はクリアしているといえば、クリアしているんですけども、「あれっ」と思ったのが、20ページの真ん中辺なんですけれども、飼料自給率の向上に対する取り組みの所があります。草地への転換の、例えば目標の面積に対して、実はクリアしていなかったのに、a評価をしているという所があるんですけども、3段階に分けてしまっているから、で分けるから、a評価にならざるを得ないのかな、というように考えてよろしいんですか？ 種苗管理センターなどの一部の部会では、5つの評価の項目に分かれていますので、それなりに厳しい評価というのが出て来ているんですけども、農畜産業振興機構の小項目が全部aでオールAというのは、どういうふうに考えたらよろしいのでしょうか。

松本分科会長 それでは、今の委員からの質問に対してお願いします。

農畜産業振興機構理事長 一つは、冒頭の我が国の畜産業をめぐる状況、飼料基盤が非常に少ない中で、国内の消費者に供給をしているという状況でございます。そういう意味で、昨今の輸入飼料の高騰に伴いまして、国内の畜産農家は大変な苦境に陥っている状況でございますけれども、一方、私共の農畜産業振興機構の業務を評価する際に、それぞれの評価項目がございます。その評価項目の中で、目標に対してどの程度の到達があったかどうかということで、

評価を行っている訳でございます。お尋ねの飼料の助成対策でございますけれども、目標に対しまして90%を超えていれば、A評価というふうな評価基準になっている訳でございます、そのような評価基準に照らし、実績は9割を超えているという点で、A評価をいただいたものだというふうに私共は理解をいたしております。

松本分科会長 今の説明でご納得いただきましたか。

井上委員 「はい」と言うのもちょっとあれなんですけれども、3段階に分けて評価している以上は、aなんだろうなというふうに私は理解いたしました。

松本分科会長 これは、3段階だからということなんですか。5段階であればもう少し詳しい.....、そこはいかがでしょうか。

農畜産業振興機構理事長 この所の、どういうふうにして段階を分けるかというのはあると思いますけれども、私共の目標に対して、実績は95%ということでございます。この95%をどういうふうに評価をするか、ランク付けをするかというのは、まさに当委員会でご議論いただく課題だと思いますけれども、第1期中期目標期間における評価指標は、90%を超えている場合には、A評価をするというのが決められた評価基準だという理解をいたしております。従いまして、3段階にするか、あるいは5段階にするかということは別にいたしまして、どのような到達点のものをAに評価をするのかという点でのご議論を賜った結果、第1期中期目標期間の中では、目標に対しまして9割を超えていれば、A評価をするということを前提に、このような評価をいただいたものだというふうに理解をいたしております。

松本分科会長 到達点で評価するというところでございます。いかがですか。

井上委員 今後の検討課題として、十分に考えていただきたいと思います。やはり、より良い畜産事業というのを達成するためには、それぞれのポイント、ポイントに、ここだけはもっと、より向上しなければいけないというのが当然あると思いますので、そういう点に関しまして、私からの要望というか、感想です。

松本分科会長 それでは、今の委員からのご指摘、よろしくご検討くださいますようお願いいたします。

そのほかどうぞ、ございませんか。

それでは、幾つかのご質問がございましたけれども、本質的に検討し直して欲しいというご意見ではなくて、ある程度、委員のご理解は得られたものと私は判断いたします。そういうことでいかがでしょうか。平成19年度業務実績に関する評価につきましては、本案のとおり決定することといたしますが、それでよろしゅうございますか。全体としていかがでしょうか、よ

ろしゅうございますか。

また、第1期中期目標に係る業務実績に関する評価につきましては、本案を第15回農林水産省独立行政法人評価委員会へ提出の上、各法人のプロジェクトチームからご説明いただくことにいたしますが、それでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

松本分科会長 それでは、そのように対処させていただきます。

次は、「その他」でございますが、事務局から今後のスケジュールについて、ご説明をお願いいたします。

経営局総務課課長補佐 経営局総務課の佐藤でございます。お配りしております資料の6をご覧くださいと思います。今後のスケジュールの案でございます。本日、第28回の農業分科会を開催いたしております。来週27日は、分科会長からもご説明がございましたとおり、第15回の評価委員会が予定されております。10月下旬でございますけれども、第29回の農業分科会を予定したいということで、書かせていただいております。これは、下に注意書きがございますとおり、昨年8月の第25回の分科会におきまして、評価を実施した後に、原則として、10月に業務実績の評価基準の見直しの検討を行うということが決められておりますので、そのスケジュールに従って予定をいたしております。

以上でございます。

松本分科会長 以上をもちまして、本日の議事につきましては終了いたしましたけれども、ここで、再度、全体を通しましてご意見、ご質問がありましたら、この際お受けしたいと思っておりますが、ありませんか。

それでは、私から一つお知らせがございます。農業分科会の審議の経過及び結果につきましては、農林水産省独立行政法人評価委員会議事規則第9条第3項の規定に基づきまして、農林水産省独立行政法人評価委員会、いわゆる親委員会でございますが、その委員会に報告しなければならない、こういうふうに規定されております。只今、ご案内がございましたように、来週27日に開催が予定されております第15回評価委員会におきまして、第14回評価委員会が開催されました昨年12月14日以降、今月26日までの期間の農業分科会の審議の経過及び結果につきまして、農業分科会から私が報告いたしますので、ご了承をお願いしたいと思います。

最後に、事務局から連絡事項をお願いいたします。

経営局総務課長 長時間にわたり、ご審議賜りまして、ありがとうございました。今後の分科会の開催日程等につきましては、また、皆様方へ別途ご連絡を差し上げたいと思いますので、

よろしくお願いいたします。

松本分科会長 それでは、以上をもちまして、農林水産省独立行政法人評価委員会第28回農業分科会を閉会といたします。委員及び専門委員の皆様方には、長時間にわたり熱心なご審議、誠にありがとうございました。また、委員のご発言を、ご理解をさせていただきましたということで、お願いをした訳でございますが、必ずしも、ご理解はまだいただけないような部分もあるかと思いますが、これは、事務局で再度、委員の意見に沿って検討をお願いしたい、こういうふうに申し添えておきます。

本日は、どうもありがとうございました。

午後4時35分 閉会